

証券コード 7477
(電子提供措置開始日) 2025年5月30日
(発送日) 2025年6月2日

株 主 各 位

東京都多摩市関戸二丁目24番地27
ム ラ キ 株 式 会 社
代表取締役社長 柳 田 任 俊

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://muraki.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会の招集・決議通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ムラキ」または「コード」に当社証券コード「7477」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 珊瑚
（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）導入の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ◆事業報告の以下の事項

- 「主要な営業所及び工場」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「会社の支配に関する基本方針」

- ◆連結計算書類の以下の事項

- 「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

- ◆計算書類の以下の事項

- 「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- ◆監査報告

- 「連結計算書類に係る会計監査役報告」「計算書類に係る会計監査役報告」「監査役会の監査報告」

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

~~~~~



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月20日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

ムラキ株式会社 申中

私は、2025年6月20日開催の貴社第67回定株主総会（臨時会または総会を含む）における議決権につき、右記（空白の所であり）の議決権を行使します。

2025年 6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛否の表示がなかったものとして取り扱います。

ムラキ株式会社

見本

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙のいずれかを切り離すにそのまゝ会場受付へご提出ください。

| 議案   | 第1号議案                 | 第2号議案                 | 第3号議案                 | 第4号議案                 | 第5号議案                 |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 賛成   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 反対   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 賛否不明 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。2025年6月19日午後6時までに到着するようにご送付ください。
- 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表明される場合は、「議決権の行使期限」に記された当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面にQRコードがウェブサイトにアクセスし、より詳細な指示に従って投票を行ってください。この場合、議決権行使書を返送する必要はありません。

インターネットで投票する場合は、この用紙の裏面に記載のQRコードを読み取り、インターネット上で投票してください。

ムラキ株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

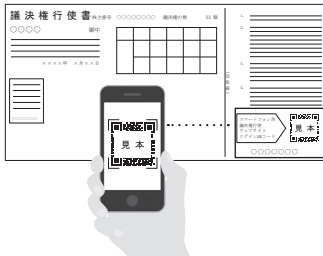
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

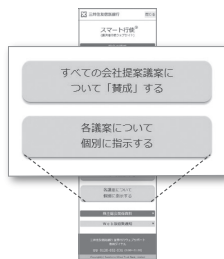
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

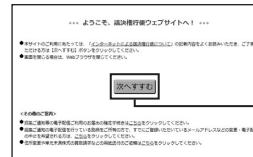
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

( 2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得環境の改善やインバウンド需要の増加により、景気は緩やかな回復を維持いたしました。一方で、継続する物価の上昇、雇用問題、中東情勢等の緊迫などグローバルな地政学的リスク等の要因により、先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループのカーケア関連商品の販売先であるサービスステーション（略称：SS）業界におきましては、政府からの補助金は2024年12月19日から段階的に縮小し2025年1月16日には補助率が0%となり、制度終了後、燃料価格は短期間で上昇し、日用品や食料品等の値上げ等と相まってユーザーの節約志向は一層強まり、燃料以外であるカーケア関連商品への購買意欲は厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループのSSにおけるカーケア関連商品の売上につきまして、当期の営業方針である「新基本営業と新規事業の具現化で事業拡大を目指す」に則り、新基本営業（顧客ごとの要望を聞き入れたカスタマイズ提案と定期的な受注・配送目的の訪問ではなく、当社独自の付加価値情報を提供し当社のブランド力を高める定期訪問PLUSという独自の営業戦略）を実施したことにより、売上高は前年を上回る結果となりました。主力商品であるワイパーブレードは、販売施策を変更したことにより販売不振から回復傾向になり、バッテリー・洗車関連商品（高付加価値洗車等）は前年を上回りました。その他の商品につきましては、デジタルサイネージや設備機器などの販売が好調で、環境対策品であるアドブルーやエコタイヤ等も引き続き好調に推移いたしました。売上総利益につきましては、物流コストの上昇等による商品価格の上昇は多岐にわたりましたが、販売価格への適切な転嫁や仕入数量等を効率的にコントロールすることにより前年を維持いたしました。販売費及び一般管理費につきましては、ベースアップによる人件費の増加、基幹システムの入替に伴う関連費用の増加により前年を上回りました。

新規事業である「業務レンタカーサービス」につきましては、2024年11月18日に神奈川県横浜市瀬谷区にて「横浜瀬谷店」を開始いたしました。業績につきましては、好調に推移いたしました。

当期の会社方針「インナーブランディングで組織を強化し、加速する市場変化を的確に捉え、業務の質や効率の向上を目指す」に則り、企業理念や企業ブランドの価値を理解し共有することで社員の意識と行動の変革を目的とし、2024年11月8日に全管理職を対象とした研修会を実施いたしました。また、年間を通して社員の階層別研修も実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高 7,543百万円（前期比 1.8%増）、営業利益 143百万円（前期比 25.2%減）、経常利益 168百万円（前期比 22.0%減）、法人税等 77百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は 90百万円（前期比 54.1%減）となりました。

## (2) 企業集団及び会社の状況

当社グループは、当社及び子会社3社により構成されております。

当社グループの事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

「カーケア関連商品販売」事業については、大手石油元売系列のSS主体にカーケア関連商品の販売と販売促進支援を行っております。

「その他」の事業については、下記の事業内容の区分と同一であります。

### ① 企業集団の主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事業の種類別称    | 事業の内容                                             | 会社名             |
|------------|---------------------------------------------------|-----------------|
| カーケア関連商品販売 | 自動車補修部品、自動車ケミカル、サービスステーション備品、販売促進物ギフト、自動車内小物等の販売等 | 当社、株式会社ミツワ商会    |
| その他        | 自動車ボディメンテナンス関連資材・機材の販売等、看板・チラシ等の販促物の企画・制作         | 株式会社テックコーポレーション |
|            | グループ会社の社員教育・金融事業                                  | ムラキ協力事業協同組合     |

### ② 企業集団の事業別売上高

| 事業の種類別売上高  | 第66期<br>(2024年3月期) | 第67期<br>(2025年3月期) | 前期比             |
|------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| カーケア関連商品販売 | (千円)<br>7,401,611  | (千円)<br>7,532,986  | (千円)<br>131,374 |
| その他        | 7,532              | 10,145             | 2,613           |
| 合 計        | 7,409,144          | 7,543,131          | 133,987         |

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資については、特記すべき事項はありません。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達については、特記すべき事項はありません。



## (5) 対処すべき課題

当社グループはSS業界だけでなく、モビリティ社会の動向に対しても柔軟に対応できる体制を構築することが今後の課題であります。

これに対処すべく、当社グループは以下の項目の強化が課題と捉えております。

なお、原材料やエネルギー価格をはじめとした物価の上昇、アメリカ政府による関税政策等による米中対立の激化、長期化するウクライナ情勢と中東情勢の地政学的リスクから、国内外の経済は今後も先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

### ①事業の維持・拡大と収益性の向上

SS業界においては、1990年代から石油製品の輸入自由化による価格競争の激化、地下貯蔵タンク問題、経営者の高齢化や後継者不足、労働者不足による廃業、石油元売各社の統廃合、燃費の向上によるガソリン需要の減少等により、SS業界の縮小が続いておりますが、石油元売会社、SS、仕入先等の関係各社と連携を強化することで市場変化に迅速に対応してまいります。また、当社ビジネスの基軸である基本営業（当期行った新基本営業を標準化し基本営業とします）を継続し、「インナーブランディング」・「アウトターブランディング」の二つのブランド戦略を効果的に機能させシェアアップを図り、既存事業の維持・拡大と収益性の向上を目指してまいります。また、新たな分野であるCASEやMaaS等、既存の事業にとらわれない分野への投資及び新規事業開発に取り組み、将来の中核事業とするため、基盤の強化を図ってまいります。

### ②人材育成

営業セールスのスキルは、当社グループの競争力強化や差別化に直結するため、継続的なスキルアップや社員の健康、働き方改革は重要な経営課題と捉えております。営業力強化に向けた研修制度の充実や人員配置も含め、社員がチャレンジできる機会を創出してまいります。また、「インナーブランディング」の共有により組織を強化し、加速する市場変化を的確に捉え、業務の質や効率の向上を目指してまいります。

### ③ガバナンス体制の充実

株主をはじめとする多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、企業としての長期的な業績向上や持続的成長という目的に適うものと考えております。このためコーポレート・ガバナンスの充実と透明性・公平性の高い経営を目指し、経営機構の整備を進めてまいります。また、事業戦略、人事戦略、コンプライアンス、セキュリティといった経営リスクに対しての報告を強化し、対策について議論検討を進めてまいります。

### ④ESG経営

当社グループは、社会発展のために果たすべき義務や役割を理解し、事業や地域貢献などの活動を通じて企業価値の向上と社会課題解決を実現してまいります。また、ダイバーシティ（特に女性活躍）の推進を取り組んでまいります。専門部署（女性活躍推進室）において、女性管理職のもと、女性が働きやすい環境の整備を進めて、今後も女性雇用及び女性管理職の登用を進めてまいります。社会課題の解決やSDGsの達成にあたっては、ステークホルダーとの対話によって、当社グループ自らが課題を発見し取り組む直接的な影響と、顧客に提供する商品、サービスを通じて寄与する間接的な影響があります。また、従業員をはじめとするステークホルダーの声を経営に活かしていくことで、持続的な成長を実現します。



## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 項目              | 単位 | 第64期<br>(2022年3月期) | 第65期<br>(2023年3月期) | 第66期<br>(2024年3月期) | 第67期<br>(2025年3月期) |
|-----------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高             | 千円 | 7,213,530          | 7,334,219          | 7,409,144          | 7,543,131          |
| 経常利益            | 千円 | 156,587            | 217,422            | 215,926            | 168,519            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 千円 | 102,438            | 125,124            | 198,244            | 90,954             |
| 1株当たり当期純利益      | 円  | 72.16              | 88.14              | 139.64             | 64.07              |
| 総資産             | 千円 | 3,832,106          | 3,858,716          | 3,947,517          | 3,953,986          |
| 純資産             | 千円 | 2,344,691          | 2,441,245          | 2,638,183          | 2,691,174          |
| 1株当たり純資産額       | 円  | 1,651.59           | 1,719.60           | 1,858.37           | 1,895.70           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、算定上の基礎となる期末普通株式数に従業員インセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」制度の信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 項目         | 単位 | 第64期<br>(2022年3月期) | 第65期<br>(2023年3月期) | 第66期<br>(2024年3月期) | 第67期<br>(2025年3月期) |
|------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高        | 千円 | 6,800,044          | 6,877,794          | 6,976,878          | 7,116,877          |
| 経常利益       | 千円 | 149,956            | 202,047            | 205,523            | 161,479            |
| 当期純利益      | 千円 | 96,693             | 113,927            | 185,493            | 87,704             |
| 1株当たり当期純利益 | 円  | 68.11              | 80.25              | 130.66             | 61.78              |
| 総資産        | 千円 | 3,679,517          | 3,679,175          | 3,779,519          | 3,780,019          |
| 純資産        | 千円 | 2,287,488          | 2,372,845          | 2,557,032          | 2,606,772          |
| 1株当たり純資産額  | 円  | 1,611.30           | 1,671.42           | 1,801.21           | 1,836.25           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、算定上の基礎となる期末普通株式数に従業員インセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」制度の信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金    | 当社の議決権比率    | 主要な事業内容                               |
|-----------------|--------|-------------|---------------------------------------|
|                 | 千円     | %           |                                       |
| 株式会社テックコーポレーション | 70,000 | 100         | 自動車ボディメンテナンス関連資材の販売、看板、チラシ等の販促物の企画・製造 |
| 株式会社ミツワ商会       | 10,000 | 100         | カーケア関連商品販売                            |
| ムラキ協力事業協同組合     | 5,000  | 100<br>(50) | グループ会社の社員教育・金融事業                      |

(注) 議決権等の所有割合の( )内は、直接所有割合で内数であります。

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分       | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|---------|-------------|---------|--------|
|           | 名       | 名           | 歳       | 年      |
| 男 性       | 123     | △4          | 46.19   | 15.05  |
| 女 性       | 11      | 2           | 43.40   | 8.03   |
| 合 計 ・ 平 均 | 134     | △2          | 45.91   | 14.98  |

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員が月平均43名おります。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

| 区 分       | 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|---------|-----------|---------|--------|
|           | 名       | 名         | 歳       | 年      |
| 男 性       | 116     | △4        | 46.30   | 15.11  |
| 女 性       | 11      | 2         | 43.40   | 8.03   |
| 合 計 ・ 平 均 | 127     | △2        | 46.00   | 15.03  |

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均40名おります。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループといたしましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、業績に応じた継続的な利益配分を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の普通株式についての配当金は、2025年2月21日に公表いたしましたとおり、期末配当を1株当たり17.50円とし、1株当たり年間30.00円の配当とさせて頂く予定であります。

なお、本件は2025年6月20日開催の定時株主総会における議案として付議する予定です。

内部留保金につきましては今後の事業活動における設備投資等の資金需要に備えるためであり、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(12) 事業譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 5,000,000株                  |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,470,000株<br>(自己株式379株を含む) |
| (3) 株主数      | 730名（前期末比135名減）             |
| (4) 大株主      |                             |

| 株 主 名                                                       | 持 株 数<br>株 | 持 株 比 率<br>% |
|-------------------------------------------------------------|------------|--------------|
| MRK 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合<br>無 限 責 任 組 合 員 合 同 会 社 CYGNUS | 250,000    | 17.01        |
| 有 限 会 社 ド リ ー ム ・ ワ ー ク ス                                   | 180,000    | 12.24        |
| 村 木 ミ チ                                                     | 112,300    | 7.64         |
| ム ラ キ 社 員 持 株 会                                             | 99,402     | 6.76         |
| ム ラ キ 取 引 先 持 株 会                                           | 97,000     | 6.60         |
| Blue Goats Capital株式会社                                      | 70,000     | 4.76         |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)                                         | 50,000     | 3.40         |
| エ イ ケ ン 工 業 株 式 会 社                                         | 46,000     | 3.13         |
| ム ラ キ 役 員 持 株 会                                             | 38,988     | 2.65         |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社                                     | 29,800     | 2.02         |

(注) 持株比率については自己株式（379株）を除いて算出しております。なお、自己株式には「株式給付信託（J-ESOP-RS）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式50,000株は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

##### (1) 会社役員の状況

##### 取締役及び監査役の状況

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                          |
|---------------|---------|--------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 永 井 清 美 |                                                  |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 柳 田 任 俊 |                                                  |
| 取 締 役         | 北 原 啓 詞 | 販売部長 兼 商品事業部長                                    |
| 取 締 役         | 加 瀬 光 二 | 総務人事部長                                           |
| 取 締 役         | 湊 信 明   | 湊総合法律事務所代表<br>中国総合信用株式会社 社外取締役                   |
| 常 勤 監 査 役     | 大 矢 敏 之 |                                                  |
| 監 査 役         | 川 口 幸 信 | 税理士法人川口税務会計事務所代表社員<br>株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長 |
| 監 査 役         | 立 山 純 子 | 第一中央法律事務所所属<br>株式会社ブイ・テクノロジー 社外取締役               |

- (注) 1. 取締役湊信明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川口幸信氏及び立山純子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 湊信明氏は、2024年6月21日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、同定時株主総会で取締役を選任され、就任いたしました。
4. 当社は、取締役湊信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 当社は、監査役川口幸信氏及び立山純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
6. 社外監査役川口幸信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役立山純子氏は、弁護士として法令について高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができるものであります。
8. 社外取締役の湊信明氏、並びに監査役の大矢敏之氏、社外監査役の川口幸信氏及び立山純子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## (2) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金を填補の対象としております。
- ② 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ③ 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績、成果等を勘案した報酬案を執行側で作成し、取締役会にて決議しております。また、当社は取締役会において、当該決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 報酬についての株主総会決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、1995年6月28日開催の第37回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額20百万円以内、監査役の報酬限度額は月額5百万円以内と決議されております。また、当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名で、監査役の員数は2名です。

### ③ 取締役及び監査役の個人別報酬の決定の委任に関する事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役社長柳田任俊であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員の報酬・賞与等に関する内規に基づき配分する事としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分                 | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別総額（千円）      |        |        | 対象となる役員<br>の員数（人） |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------|--------|-------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 |                   |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 87,312<br>(4,110)  | 87,312<br>(4,110)  | -      | -      | 7<br>(2)          |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,800<br>(5,000)  | 12,800<br>(5,000)  | -      | -      | 4<br>(3)          |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 100,112<br>(9,110) | 100,112<br>(9,110) | -      | -      | 11<br>(5)         |

(注) 1. 上記の報酬額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9,612千円が含まれております。  
2. 上記には、2024年6月21日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び同総会終結の時をもって辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。  
3. 2024年6月21日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任し社外取締役に就任した湊信明氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。

5. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役湊信明氏は、湊総合法律事務所代表及び中国総合信用株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。  
社外監査役川口幸信氏は、税理士法人川口税務会計事務所代表社員及び株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。  
社外監査役立山純子氏は、第一中央法律事務所所属で株式会社ブイ・テクノロジー社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

| 区 分                | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                 |
|--------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>( 非 常 勤 ) | 湊 信 明   | 2024年6月21日に就任以降に開催された取締役会10回のうち10回出席し、また、監査役退任前に開催の監査役会3回のうち3回出席し、長年にわたる企業経営の見地からの発言を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。 |
| 監 査 役<br>( 非 常 勤 ) | 川 口 幸 信 | 当期開催の取締役会13回のうち12回出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                              |
| 監 査 役<br>( 非 常 勤 ) | 立 山 純 子 | 2024年6月21日に就任以降に開催された取締役会及び監査役会10回のうち10回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。                                    |

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えております。

当社の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金17. 50円      総額25, 718, 368円

(注) 当社は、2024年9月30日を基準として 1 株当たり 12. 50円 の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、中間配当金12. 50円と期末配当金17. 50円を合わせた 1 株当たり 30. 00円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役全員（5 名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 5 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | 【再任】<br>なが い きよ み<br>永 井 清 美<br>(1962年 7 月14日生)                                                                                         | 1984年 4 月 当社入社<br>2006年10月 当社直売部長<br>2007年 3 月 当社執行役員販売部長<br>2007年 6 月 当社取締役<br>2008年 6 月 当社常務取締役営業本部長<br>2014年 6 月 当社代表取締役社長<br>2024年 6 月 当社取締役会長（現任） | 株<br><br>16, 257       |
|            | 【選任理由】<br>永井清美氏を取締役候補者とした理由は、経営全般にわたる高度な見識を活かし、取締役会長として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                        |                        |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <b>【再任】</b><br><small>やなぎ た だ とし</small><br>柳 田 任 俊<br>(1968年9月19日生)  | 1990年1月 当社入社<br>2006年10月 当社北関東支店長<br>2007年10月 当社南関東支店長<br>2010年4月 当社販売部副部長<br>2012年4月 当社商品部長<br>2013年4月 当社執行役員商品部長<br>2014年4月 当社執行役員販売部長<br>2017年6月 当社取締役商品事業部長<br>2024年6月 当社代表取締役社長（現任）        | 株<br><br>5,810    |
|            |                                                                       | <b>【選任理由】</b><br>柳田任俊氏を取締役候補者とした理由は、これまでの国内営業における豊富な経験と実績を活かし、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しており、当社グループの事業成長の加速化を図るため、同氏の豊富な経験と知見の活用が必要であると判断し取締役候補者といたしました。                                           |                   |
| 3          | <b>【再任】</b><br><small>きた はら けい じ</small><br>北 原 啓 詞<br>(1974年10月27日生) | 1993年4月 当社入社<br>2009年10月 当社北関東副支店長<br>2014年7月 当社南関東支店長<br>2015年4月 当社商品部次長<br>2017年4月 当社販売部長<br>2019年6月 当社執行役員販売部長<br>2023年6月 当社取締役販売部長<br>2024年6月 当社取締役販売部長 兼 商品事業部長<br>2025年4月 当社取締役商品事業部長（現任） | 株<br><br>2,824    |
|            |                                                                       | <b>【選任理由】</b><br>北原啓詞氏を取締役候補者とした理由は、これまでの国内営業における豊富な経験と実績を活かし、営業力強化による収益拡大に大きく貢献しており、当社グループの企業価値向上を図るため、同氏の豊富な経験と知見の活用が必要であると判断し取締役候補者といたしました。                                                  |                   |
| 4          | <b>【再任】</b><br><small>か せ こう じ</small><br>加 瀬 光 二<br>(1972年7月7日生)     | 1996年4月 当社入社<br>2001年4月 当社経理部<br>2006年10月 当社車輻販売部<br>2008年10月 当社販売部<br>2009年10月 当社経理部<br>2017年4月 当社経理部長<br>2019年6月 当社執行役員経理部長<br>2024年6月 当社取締役総務人事部長（現任）                                        | 株<br><br>3,267    |
|            |                                                                       | <b>【選任理由】</b><br>加瀬光二氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり経理財務等の全般にわたる高度な見識を活かし、当社の企業価値向上に向けて十分な役割を果たし、持続的な成長を推進する適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。                                                                       |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生年月日)                                             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>【再任】</b><br>みなと のぶ あき<br><b>湊 信 明</b><br>(1963年5月31日生) | 1998年4月 東京弁護士会 弁護士登録<br>中嶋正起綜合法律事務所入所<br>2003年10月 湊綜合法律事務所代表 (現任)<br>2015年4月 東京弁護士会 副会長<br>2016年4月 東京弁護士会 常議員<br>日本弁護士連合会 代議員<br>2017年3月 当社仮社外監査役<br>2017年6月 中国総合信用株式会社 社外取締役 (現任)<br>2017年6月 当社社外監査役<br>2024年6月 当社社外取締役 (現任) | 株<br><br><br>2,587     |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>湊信明氏を社外取締役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏が会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。選任後は、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言していただくとともに、当社の企業価値向上のために活動していただくことを期待しております。 |                                                           |                                                                                                                                                                                                                               |                        |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 湊信明氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、社外取締役湊信明氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、湊信明氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、湊信明氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

5. 湊信明氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2025年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、ムラキ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち監査役大矢敏之及び立山純子の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

|   | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 | 【再任】<br><br>たて やま じゅん こ<br>立 山 純 子<br>(1980年10月29日生)                                                                                                                                                                                                     | 2005年4月 最高裁判所司法研修所入所<br>2006年10月 弁護士登録<br>外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所<br>2009年4月 外務省国際協力局気候変動課入省（任期付職員）<br>2012年10月 第一中央法律事務所入所（現任）<br>2024年6月 株式会社ブイ・テクノロジー 社外取締役（現任）<br>2024年6月 当社社外監査役（現任） | 株<br><br>119   |
|   | 【選任理由】<br>立山純子氏は、弁護士としての豊富な経験を有するとともに、法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し社外監査役候補者といたしました。選任後は、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言していただくとともに、当社の企業価値向上のために活動していただくことを期待しております。 |                                                                                                                                                                                          |                |
| 2 | 【新任】<br><br>ふく い とし や<br>福 井 敏 弥<br>(1963年12月11日生)                                                                                                                                                                                                       | 1986年3月 当社入社<br>2000年12月 当社北関東支店土浦営業所長<br>2001年6月 当社首都圏支店大宮営業所長<br>2002年12月 当社北関東支店水戸営業所長<br>2005年9月 当社販売部課長<br>2016年3月 当社総務人事部課長                                                        | 株<br><br>2,416 |
|   | 【選任理由】<br>福井敏弥氏は、当社において長年に亘る販売部門及び管理部門の経験を通して知見を有し、当社グループの事業内容を充分把握していることから、事業運営面から見た経営に対する監視、監督機能を果たしていただけると判断し、監査役候補者といたしました。                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                          |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 立山純子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役立山純子氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、立山純子氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、立山純子氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 立山純子氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 福井敏弥氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、ムラキ役員持株会及びムラキ社員持株会における本人持分を含めて記載しております。

#### 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により退任されます監査役大矢敏之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                 |
|---------|---------------------|
| 大 矢 敏 之 | 2017年6月 当社常勤監査役（現任） |

（注）役員退職慰労金の算出根拠

役員退職慰労金規程に基づき、退職慰労金は年度毎に算出した額の累計としており、年度単位で役員退職慰労引当金として計上しております。

- (1) 年度毎の金額は、各役員の報奨月額に役位係数を乗じた額。
- (2) 当該年度の業績の赤字又は無配が見込まれる場合、原則として年該年度は支給しない、引当金計上も行わない。

#### 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）導入の件

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の一部を見直すとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、下記のとおり、当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下、本議案において「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入され、同日付けで効力を生じておりますが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本総会において本プランの導入についてご承認をお願いするものであります。なお、本総会において、本プランの導入に関して、株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。

## 記

### 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）

#### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の所有する高額資産等を売却処分させるなどして一時的な高配当を実現することを目的としたもの、対象会社のステークホルダーとの良好な関係を毀損して中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また、今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

また、このような大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか、かかる大量買付行為が当グループに与える影響や、大量買付者が考える当グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該大量買付行為に対する当社取締役会の意見等、当該大量買付行為の是非は株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが不可欠です。



この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、本プランにおいて大量買付者に対して提供を求めている情報と比較して公開買付届出書ないし公開買付説明書に記載を義務付けられる事項は限定されています。さらに、当社取締役会が意見表明報告書において大量買付者に対する質問を付記することは認められているものの、十分な回答が得られない可能性もあります。しかも、大量買付者が設定する公開買付期間によっては、十分な検討時間が確保されず、当社取締役会が十分な対案を提示し、独立委員会による、客観的な立場からの意見を得る余裕もないことも想定されるのであって、結果的に、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、株主の皆様がその賛否の判断を迫られる場合があることも否定できません。

以上を考慮した結果、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者に対しては、当社の企業価値ないし株主共同の利益が最大化されることを確保するため、大量買付行為等の是非は株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時かつ適切な情報提供を行うなど、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取り組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 経営理念及び経営の基本方針について

当社の経営理念は「人が好き、車が好き」を合言葉に「ヒューマンカーライフの創造を通じ社会に貢献する」ことを念じています。

- ① サービスステーション（略称SS）との接点（取引）の維持・拡大を目指します。
- ② 既存の事業にとらわれない分野への投資及び新規事業開発に取り組んでまいります。
- ③ 人財の開発と育成に取り組んでまいります。
- ④ E S G経営を推進いたします。

## 2. 企業価値の源泉について

当社は全国のSSを通じ、企業として担う公共的使命を果たしながら企業活動を行います。また、ステークホルダーとの信頼関係を保持し続けることが企業価値の源泉と考えます。

## 3. 中長期的な経営戦略

①基本営業の徹底＋新提案営業（顧客ごとの要望を聞き入れたカスタマイズ提案、顧客の願望を実現するストーリー営業）によるSS内及びSS数シェア拡大

構造的需要減による総SS件数減少によって、当社グループの実取引数も減少傾向にあります。基本営業を徹底することによる信頼・信用・提案力を武器に、SS内での取引アイテム数拡大及び、減少傾向にある実取引数の維持拡大を図ってまいります。また、石油元売各社及びSSとの連携を強化しカーメンテナンスの拡充を図ってまいります。

### ②中核事業の創出

既存事業であるSS市場へ更なる営業特化を行い、業績維持・拡大を目指します。同時に他業者との提携や既存メーカーとの新商品開発等に加え、新たな分野であるCASEやMaaS等、既存の事業にとらわれない分野への投資及び新規事業開発にも取り組み、新しい市場を開拓し持続的成長を目指してまいります。

### ③人材育成

持続的成長を見据えた人材確保のため、経営幹部の育成、抜擢及び社員の待遇改善（勤怠・給与・職場環境）に取り組めます。また、営業セールスのスキルは、当社グループの競争力強化や同業他社との差別化に直結することから、インナーブランディングで組織を強化し、加速する市場変化を的確に捉え、業務の質や効率の向上を目指してまいります。

### ④E S G経営

サステナブル経営の実現には、企業理念を礎に長期的なあるべき姿であるビジョンを策定し、その実現に向けた課題の設定を行います。中期経営計画・単年度計画に基づいたE S Gを意識した事業推進を行い、事業推進の結果をどのような社会課題へ貢献するかをS D G sとの関係性を整理しながら検討し、価値創造ストーリーを構築することで最終的な企業価値の向上を図ります。



#### 4. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底すると共に、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、取締役会その他の重要な会議にも出席するほか、経営トップとも意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。2004年6月より執行役員制度を導入しております。また、2006年6月には経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

##### （1）企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きも増加しています。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象である企業の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客さまとの信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

## （２）本プランの必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。従って、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（１）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客さま、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを導入することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、当社は2012年6月26日開催の当社第54回定時株主総会において当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収への対抗措置）（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりましたが、2015年6月25日開催の当社第57回定時株主総会終結の時をもって、旧プランを継続せず廃止することといたしました。他方、旧プラン廃止後の同意なき買収の動向を見ますと、市場内で急速かつ大量に株式を買い集める事例や大量保有報告書等の提出義務違反の疑いがある中で買収が進められた事例など、濫用的な買収行為が確認されております。このような状況に鑑み、当社においても必ずしも中長期的な企業価値・株主共同の利益に資さない株式の大量買付行為が行われる可能性は否定できず、現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報の提供と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあります。また、現在の公開買付制度は原則として市場内の買付けは適用対象とならないことなども理由に、本プランの導入が必要との判断に至りました。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当に当社株式を交付する取得条項、③大量買付者およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの導入手続

本プランは、2025年4月25日開催の当社取締役会の決議により導入され、同日付けで効力を生じておりますが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本総会において議案としてお諮りしております。本総会において、本プランの導入に関して、株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ①対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- i. 当社が発行者である株券等<sup>\*1</sup>について、保有者<sup>\*2</sup>の株券等保有割合<sup>\*3</sup>が20%<sup>\*4</sup>以上となる買付け
- ii. 当社が発行者である株券等<sup>\*5</sup>について、買付け<sup>\*6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>\*7</sup>およびその特別関係者<sup>\*8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け

- iii. 上記 i 又は ii に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の保有者が、当社の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本 iii において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者<sup>\*9</sup>に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>\*10</sup>を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限り、）であると合理的に判断される行為<sup>\*11</sup>
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含むものとします（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 4 仮に本プラン公表時において、既に当社の株券等について20%以上の株券等保有割合を有する保有者がいたことが大量保有報告書により確認された場合には、当該保有者との関係においては、本プラン公表時において保有していた株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合とするものとします。その場合、当社取締役会において本書における関連個所を適宜見直すものとします。本① ii および iii においても同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。ii において同じとします。
  - 6 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 10 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かは、別紙4「共同協



調行為等認定基準」記載の基準を用いて判定されることとします。なお、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして合理的な範囲内で当該基準を改定できることとします。また、組合その他のファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。

- 11 本Ⅲ所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本Ⅲの要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のウェブサイト (<https://muraki.jp>) に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（ただし、大量買付行為の内容および態様等に応じて合理的な範囲で内容を変更します。以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書（日本語に限ります。）を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用防止の観点から、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報の提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、当社が大量買付者に対して本必要情報の提供を要求した日の翌日から起算して60日間限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（下記③で定義されます。）を開始するものとします。もっとも、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

- a. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容およ

び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。)

- b. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- c. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。)
- d. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- e. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- f. 大量買付行為後の当グループの経営方針、経営者候補（当社および当グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金（円貨）買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- g. 大量買付行為後の当グループの従業員、取引先、顧客その他の当グループに係る利害関係者の処遇方針
- h. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- j. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等へ開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、買付提案書の提出がない場合においても、大量買付者による大量買付行為が行われる具体的なおそれがあると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大量買付行



為を行う具体的なおそれがあると当社取締役会が合理的に認める者に対して、一定の期限を定めた上で、大量買付行為を行う予定の有無の確認を行うことができますものとします。

大量買付行為を行う予定がない旨の明確な回答があった等の理由により、当社取締役会が、大量買付行為が行われる可能性がないと合理的に判断した場合には、判断を行った時点で、株主の皆様はその旨の適時開示を行い、それ以降の手続は実施せず、対抗措置の発動は行いません。

他方で、大量買付行為を行う具体的なおそれがある者から、一定の期限までに大量買付行為を行う予定の有無について返信がなかった場合や、大量買付行為を行う予定がない旨の連絡がなされたにもかかわらず、これと矛盾する行動を当社が確認した場合、本必要情報および本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を記載した買付提案書（日本語に限ります。）を提出するよう求めることがあります。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に対代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的期間およびその延長が必要とされる理由を、大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則

に従って適時・適切に行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過または下記⑥iiiに定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会（下記⑤に定義します。）を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン導入時の独立委員会の委員には、独立社外取締役 湊信明氏、独立社外監査役 川口幸信氏および独立社外監査役 立山純子氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとしたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情

報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥iiiに定めるとおり、下記⑥iiの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することもできるものとします。

#### ⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーンメール）

- b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為（いわゆる焦土化経営）
- c. 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- h. 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - (i) 当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - (ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収である場合

### iii. 株主意思確認総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主意思確認総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様（ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買集めによる場合等においては、大量買付行為の態様等（買付手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕等）を踏まえて、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者およびその共同保有者、特別関係者等を除くことがあります。以下同じです。）の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、直ちに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様等に対して情報開示するとともに、実



務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ iii の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、上記株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する適時開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主意思確認総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

#### （４）対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙３「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日

（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち大量買付者およびその関係者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、上記の取得と同じ条件の下、当該者から当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができるものとし、その後も同様とします。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

上記（1）に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

#### （5）本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2025年4月25日開催の当社取締役会の決議により導入され、同日付けで効力を生じるものですが、その有効期間は、本総会においてご承認をいただけた場合、2028年6月開催予定の2028年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとします。本総会において、本プランの導入に関して、株主の皆様からご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。また、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2025年4月25日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、



同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2028年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈

化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様は当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様は振替口座に当社普通株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が本新株予約権の行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決議された後、株主の皆様に対して開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### **Ⅳ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）**

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### **１．買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収への対抗措置に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収への対抗措置の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の内容も勘案しております。

##### **２．企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること**

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

##### **３．株主意思を重視するものであること**

本プランは、取締役会決議により導入されていますが、導入にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ ２（２）記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、当社取締役会は本プランを直ちに廃止いたします。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入・更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ ２（３）⑥iii記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。従って、当該発動条件に従った対抗措

置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2 (3) ④に記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

#### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収への対抗措置やスローハンド型買収への対抗措置ではないこと

上記Ⅲ 2 (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収への対抗措置ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができます。従って、本プランはその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収への対抗措置でもありません。

(別紙1)

## 独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入に当たり、独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

湊 信明

略歴： 1998年4月 弁護士登録  
2003年10月 湊総合法律事務所開設（現任）  
2015年4月 東京弁護士会 副会長  
2016年4月 東京弁護士会 常議員  
日本弁護士連合会 代議員  
2017年6月 当社社外監査役  
2024年6月 当社社外取締役（現任）

川口 幸信

略歴： 1993年6月 当社社外監査役（現任）  
1993年8月 税理士法人川口税務会計事務所代表社員（現任）  
1996年8月 株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役（現任）

立山 純子

略歴： 2006年10月 弁護士登録  
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所  
2009年4月 外務省国際協力局気候変動課入省  
2012年8月 第一中央法律事務所入所（現任）  
2024年6月 当社社外監査役（現任）



(別紙2)

## 独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者

② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者

③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者

④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者

⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者

⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員の任期は、第1項後段に定める契約に別段の定めがない限り、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

4 ①増員または②補欠により選任された委員の任期は、それぞれ①他の委員の任期又は②退任する委員の任期の満了する時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動

③ 対抗措置の中止

④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項

⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

## 新株予約権の要項

### 1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

### 8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）

とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

Ⅰ 当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合の合計

Ⅱ 当社が発行者である株券等について買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計のいずれかが、20%（脚注4に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上となる者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

b. a. Ⅰにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。以下a. Ⅱにおいて同じ。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

d. 「買付け」とは、買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。以下別段の定めがない限り同じ。

e. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

f. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下別段の定めがない限り同じ。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに

該当すると認めた者を含む。)。)、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と共同協調行為等認定基準（別紙４）に基づき当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第８項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第９項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、第９項に従い新株予約権を行使することができる者が存在すると当社取締役会が判断する場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、当該者の新株予約権を取得することができる（以降も同じとする）。

③ 第９項②の規定により新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することがある。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。



15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

(別紙4)

#### 共同協調行為等認定基準

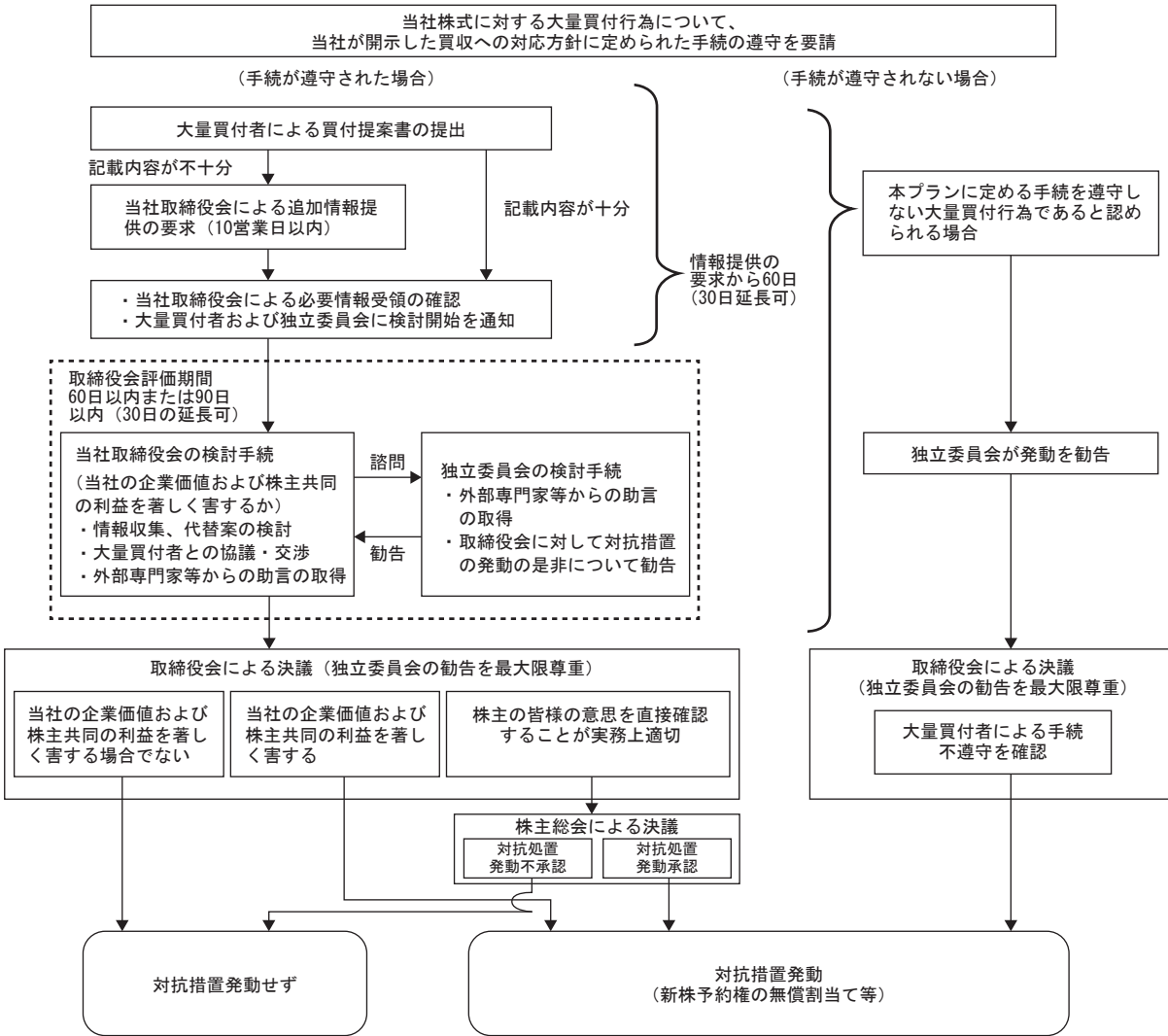
- ※ 本基準は、本プランで定義される「大量買付者」の認定およびに「大量買付者」の前提となる「大量買付行為」の認定に際して、「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準として用いるものとする。
  - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
  - ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
  2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
  3. 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
  4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
  5. 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
  6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
  7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者および当該特定の株主（ならびに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主

がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、本項目を唯一の根拠として「大量買付者」または「大量買付行為」と認定してはならないものとする。)
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、本項目を唯一の根拠として「大量買付者」または「大量買付行為」と認定してはならないものとする。)
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および/または親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

(ご参考)

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）



以 上

【参考資料】

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり選任頂いた場合の取締役会のスキルマトリックスは下記のとおりとなります。

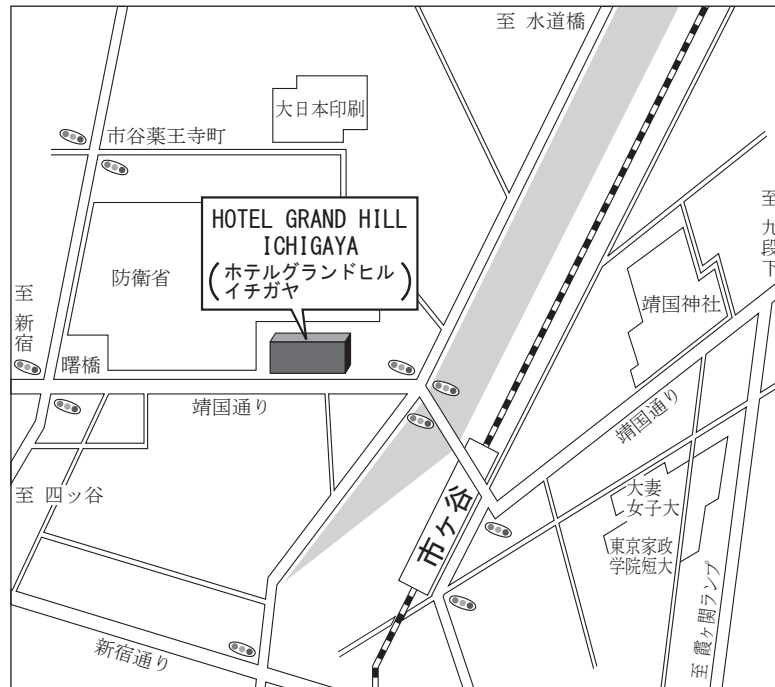
|         |           |     | スキルマトリックス（取締役・監査役が有する知識・経験・能力） |      |      |         |          |                    |             |
|---------|-----------|-----|--------------------------------|------|------|---------|----------|--------------------|-------------|
| 氏名      | 地位        | 属性  | 企業経営                           | 営業販売 | 商品戦略 | マーケティング | サステナビリティ | 法務/労務<br>リスクマネジメント | 財務/会計<br>税務 |
| 永 井 清 美 | 取 締 役     |     | ●                              | ●    | ●    |         | ●        | ●                  |             |
| 柳 田 任 俊 | 取 締 役     |     | ●                              |      | ●    | ●       | ●        |                    |             |
| 北 原 啓 詞 | 取 締 役     |     | ●                              | ●    |      | ●       | ●        |                    |             |
| 加 瀬 光 二 | 取 締 役     |     | ●                              |      |      |         | ●        | ●                  | ●           |
| 湊 信 明   | 社 外 取 締 役 | 独 立 | ●                              |      |      |         | ●        | ●                  |             |
| 福 井 敏 弥 | 監 査 役     |     | ●                              |      |      |         | ●        | ●                  |             |
| 川 口 幸 信 | 社 外 監 査 役 | 独 立 | ●                              |      |      |         | ●        |                    | ●           |
| 立 山 純 子 | 社 外 監 査 役 | 独 立 | ●                              |      |      |         | ●        | ●                  |             |

注：上記スキルマトリックスは各取締役及び監査役が有する経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。



# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 珊瑚  
TEL：03－3268－0111



## 交通のご案内

### 最寄駅

- JR総武線・地下鉄有楽町線・南北線・新宿線
- 『市ヶ谷駅』より徒歩3分